

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	商工業振興対策補助金（後継者の育成）
補助事業等の目標	若手商業者やリーダーの育成及び商業従事者の技術向上を図る。
補助事業等の対象者	若手商業者やリーダーの育成及び商業従事者の技術向上を図るため、公的な機関及びこれに準ずる経済団体等で行われる各種研修会を受けた、市内に所在する商業者。
補助対象経費	若手商業者やリーダー育成及び商業従事者の技術の向上を図るため、市内事業所の業務に従事する者が、公的な機関及びこれに準ずる経済団体等で行われる各種研修を受けたときの受講料。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で 1 万円を限度とし、受講料の 2 分の 1 以内。</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 商業者の後継者不足に対応するため。</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 9 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>平成 年 月 日</p> <p>【終期が 3 年を超える場合の理由】 商工業振興対策として、3 年を超え継続することが必要である。</p>
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>補助金の交付を受けようとする者は、次掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市商業従事者研修補助金申請書(様式第 2 号—1)</p> <p>(2) 受講の修了を証する書類</p> <p>(3) 受講料の支払を証する書類</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諏訪市商業従事者研修補助金申請書(様式第 2 号—1)</li> <li>・ 受講の修了を証する書類</li> <li>・ 受講料の支払を証する書類</li> </ul> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。(附属して提出を要する書類等を添付)</p>
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 商業振興係